

市営桜の宮住宅建替事業（２期）事業の契約内容の変更について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）施行規則第４条第４項に基づき、事業契約内容の変更について公表します。

No	変更内容	変更理由	変更日
1	契約金額の変更（第 58 条） 旧：本事業に係る対価は、金 17,658,430,920 円（うち消費税及び地方消費税 1,308,031,920 円） 新：本事業に係る対価は、金 17,524,844,800 円（うち消費税及び地方消費税 1,298,920,800 円）	当初想定外の既存杭の撤去追加 空住戸の残置物撤去追加 仮移転住戸の補修工事の減 物価変動に基づく増額	令和 3 年 3 月 3 0 日
2	契約金額の変更（第 58 条） 旧：本事業に係る対価は、金 17,524,844,800 円（うち消費税及び地方消費税 1,298,920,800 円） 新：本事業に係る対価は、金 17,685,401,730 円（うち消費税及び地方消費税 1,313,516,884 円）	当初想定外の岩盤層掘削の追加 事業上支障となる関連工事の追加 開発申請に係る変更	令和 4 年 3 月 29 日
3	契約金額の変更（第 58 条） 旧：本事業に係る対価は、金 17,685,401,730 円（うち消費税及び地方消費税 1,313,516,884 円） 新：本事業に係る対価は、金 17,889,856,378 円（うち消費税及び地方消費税 1,332,103,670 円）	物価変動に基づく増額	令和 5 年 12 月 4 日

4	契約金額の変更（第 58 条） 旧：本事業に係る対価は、金 17,889,856,378 円（うち消費税及び地方消費税 1,332,103,670 円） 新：本事業に係る対価は、金 18,746,305,378 円（うち消費税及び地方消費税 1,409,962,670 円） 事業契約書別紙 2 事業日程表のうち、「PFI 事業期間」における「B・D・E 2 ブロックの解体撤去工事（第 3 次工区）」及び「関連する公共施設等の整備（第 3 次工区）」のスケジュールを次のとおり改める。 旧 <table><tr><td>B・D・E 2 ブロックの解体撤去工事（第 3 次工区）</td><td>平成 36 年 8 月頃～ 平成 37 年 7 月頃</td></tr><tr><td>関連する公共施設等の整備（第 3 次工区）</td><td>平成 37 年 1 月頃～ 平成 37 年 12 月頃</td></tr></table> 新 <table><tr><td>B・D・E 2 ブロックの解体撤去工事（第 3 次工区）</td><td>平成 36 年（令和 6 年）2 月～ 平成 38 年（令和 8 年）3 月末</td></tr><tr><td>関連する公共施設等の整備（第 3 次工区）</td><td>平成 37 年（令和 7 年）1 月～ 平成 38 年（令和 8 年）6 月末</td></tr></table>	B・D・E 2 ブロックの解体撤去工事（第 3 次工区）	平成 36 年 8 月頃～ 平成 37 年 7 月頃	関連する公共施設等の整備（第 3 次工区）	平成 37 年 1 月頃～ 平成 37 年 12 月頃	B・D・E 2 ブロックの解体撤去工事（第 3 次工区）	平成 36 年（令和 6 年）2 月～ 平成 38 年（令和 8 年）3 月末	関連する公共施設等の整備（第 3 次工区）	平成 37 年（令和 7 年）1 月～ 平成 38 年（令和 8 年）6 月末	公共施設整備計画の変更に伴う設計・開発申請・工事費の追加 当初想定外の既存杭の撤去追加 空住戸の残置物撤去追加 事業日程の変更	令和 7 年 3 月 27 日
B・D・E 2 ブロックの解体撤去工事（第 3 次工区）	平成 36 年 8 月頃～ 平成 37 年 7 月頃										
関連する公共施設等の整備（第 3 次工区）	平成 37 年 1 月頃～ 平成 37 年 12 月頃										
B・D・E 2 ブロックの解体撤去工事（第 3 次工区）	平成 36 年（令和 6 年）2 月～ 平成 38 年（令和 8 年）3 月末										
関連する公共施設等の整備（第 3 次工区）	平成 37 年（令和 7 年）1 月～ 平成 38 年（令和 8 年）6 月末										